

お知らせ

病院敷地内**全面禁煙**

当院は、受動喫煙防止を定めた健康増進法を受け、**「病院敷地内全面禁煙」**としております。

来院する全ての方に、禁煙（非燃烧・加熱式たばこ含む）にご理解いただきたくお願いいたします。

- ・当院の駐車場に駐車している車内での喫煙も禁止です。
- ・病院周辺（歩道やバス停など）での喫煙は、近隣の方に迷惑となりますので、ご遠慮ください。

【参考】健康増進法（抜粋） （受動喫煙の防止）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

病院長

杏林大学病院